ご存じですか？ ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

■児童扶養手当

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

▼父母が離婚した児童
▼父または母が死亡または生死不明である児童
▼父または母が重度の障害を有する児童
▼父または母が1年以上拘禁（こうきん）されている児童
▼父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
▼婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額申請の日の翌月分から
①児童1人目
【全部支給】月額41，720円
【一部支給】月額41，710円～9，850円（所得に応じた額）
②児童2人目　月額5，000円加算
③児童3人目以降1人につき3，000円加算
※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

■児童育成手当（育成手当）

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

▼父または母が死亡した児童
▼父または母が生死不明である児童
▼父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
▼父または母が1年以上拘禁されている児童
▼父または母が重度の障害を有する児童
▼父母が離婚した児童
▼婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額申請の日の翌月分から児童1人月額13，500円※所得制限があります。

■ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童を監護するひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）。

対象▼ひとり親家庭の母または父
▼両親がいない児童を養育する者
▼父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
▼ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童

※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

■ひとり親家庭ホームヘルプサービス

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。

対象▼ひとり親家庭となってから2年以内の場合
▼小学校低学年以下の児童がいる場合
▼親または児童が一時的な傷病の場合
▼親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
▼日常の家事及び育児を行なっている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
▼技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

派遣回数月12回まで
派遣時間午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで
援助内容▽育児▽食事の世話▽住居の掃除・整理整とん▽被服の洗濯
※所得に応じて費用負担があります。

■東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

資金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

■母子家庭自立支援教育訓練給付金

支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

▼児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▼雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方
▼当該講座の受講が、就職につくために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額修了した対象講座の受講料の20％相当額（上限100，000円、ただし4，000円以下は対象外）

■母子家庭高等技能訓練促進費

支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

▼児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▼修業年限が2年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
▼就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

支給対象資格看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

支給額・支給期間修業期間の全期間について、申請のあった月から月額141，000円（課税世帯の方は月額70，500円）を支給します。

※全期間について支給されるのは平成24年3月31日までの入学者に限ります。

■ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の方を対象に経済上の問題や児童の養育・就学の問題、就労の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。母子自立支援員が面接等を行ないますので、ご相談ください。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737

助産師と話そう（申込み不要）

日時12月17日㈮午前10時～正午
場所子ども応援館1階
対象妊産婦、子育て中の母子（0歳児から可）、祖父母等
内容地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞお気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

『助産師からの10分間話』もあります。12月のテーマは「冬の子育て」です。

主催西多摩助産師会
問合せ森田助産院☎551・0323

認可外保育所利用者補助金

市内外の認可外保育所（都からの補助を受けている施設に限る）を利用している方のため、認可保育料との差額を38，000円を限度として補助する制度です。

申請書類は市役所1階8番子ども育成課、市内の認証保育所、または市ホームページからダウンロードできます。

申請時期年3回（8月、12月、翌年3月）※所得制限や支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ子ども育成課保育係☎551・1780

平成22年医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士及び歯科技工士の届出について

医師法等の規定により12月31日現在の届出が必要です。
届出用紙は都内保健所で配布します。

届出期間平成23年1月17日㈪までに保健所へ。
問合せ【医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士】福祉保健局医療人材課☎03・5320・4434
【薬剤師】福祉保健局薬務課☎03・5320・4503

エイズ検査を実施します！

西多摩保健所では「世界エイズデー」に合わせて、エイズ検査を実施します。その他にも、保健所では常時エイズや性感染症に関する相談に応じています。心配があったら相談と検査を。

検査日時12月7日㈫午後3時～6時
結果日12月14日㈫午後3時～6時
※検査結果は1週間後に再度来所していただき、直接本人にお伝えします。
場所西多摩保健所1階
検査内容ＨＩＶ抗体検査
※希望者には性感染症検査（クラミジア・梅毒・淋菌感染症）も実施
申込み検査・結果共に予約は不要
※「匿名」、「無料」です。
問合せ西多摩保健所保健対策課感染症対策係☎0428・22・6141

歳末たすけあい運動ご協力ください！

歳末たすけあい運動は、毎年12月に共同募金運動の一環として行なわれています。この募金は、援助を必要としている世帯に対する援護事業をはじめとする、各種地域福祉活動に活用しております。

市民の皆さんのあたたかいご支援とご協力をお願いします。

期間12月1日㈬～28日㈫
問合せ社会福祉協議会☎552・2121

振込みのお知らせ 児童扶養手当を12月10日㈮ごろに振り込みます。問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737